

公益社団法人 顔と心と体研究会
個人情報取扱規程

第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人 顔と心と体研究会（以下「当法人」という）における個人情報（次条に定義される。）の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定める個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）（以下「マイナンバー法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人情報をいい、マイナンバー法第 2 条第 8 項に定める特定個人情報を含むものとする。
- 2 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - i. 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - ii. 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- 3 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 4 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 「役職員」とは、当法人に所属するすべての理事、監事及び職員（常勤・非常勤の別、雇用・委任など契約の性質を問わない。）をいう。
- 6 「個人情報保護管理者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報の取扱いに関し総括的な責任と権限を有する者とする。

第3条 (適用)

- 1 本規程は、当法人のすべての役職員に適用する。
- 2 本規程は、当法人が既に保有している個人情報（その取扱いを委託されている個人情報を含む）、及びその取扱いを既に委託している個人情報を含むものとする。

第4条 (個人情報保護管理者)

- 1 当法人において、個人情報保護管理者は、事務局長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、本規程の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責任を負う。
- 3 個人情報保護管理者は、必要に応じ、当法人で取扱う個人情報について、本規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定するものとする。

- 4 個人情報保護管理者は、個人情報管理担当者を指名し、個人情報の保護・管理に関する業務の全部又は一部を委任することができる。

第5条 (管理原則)

個人情報は、本規程に従い、適切に分類・管理され、その重要度に応じて、適切に取得、利用、提供、保管、廃棄されなければならない。

第6条 (個人情報取得の原則)

- 1 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正の手段によって取得してはならない。
- 2 個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な範囲において取得しなければならない。

第7条 (特定の個人情報の取得等の禁止)

- 1 以下の各号に掲げる内容を含む個人情報は、これを取得し、利用し、または第三者に提供してはならない。
 - (1) 思想、信条及び信教に関する事項
 - (2) 人種、民族、家柄、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
 - (3) 勤労者の団結権の行使、団体交渉及びその他団体行動に関する事項
 - (4) 集団示威行為（デモ等）への参加、国または地方公共団体に対する請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
 - (5) その他個人情報保護管理者の定める事項
- 2 前項の規定に拘らず、次のいずれかに該当する場合には、前項（1）乃至（5）の個人情報を取得、利用、又は第三者に提供することがある。
 - (1) 明示的な本人の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第8条 (本人から直接個人情報を取得する際の措置)

- 1 申込書・アンケート・契約書等、書面（電子メールや当法人のホームページ上でのデータ入力等電磁的方法による場合を含む。）により、本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対してあらかじめ以下の事項を書面によって明示し（あらかじめこれを公表している場合を含む。）、本人の同意を得なければならない。
 - (1) 当法人の名称

- (2) 個人情報保護管理者の氏名及び連絡先
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報を第三者に提供する予定がある場合はその旨及び以下の事項
 - (a) 第三者に提供する目的
 - (b) 提供する個人情報の項目
 - (c) 提供する手段又は方法
 - (d) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること
- (5) 取得する個人情報について、本人がその開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、提供停止を求めることができる場合にはその旨及びその問合せ窓口

2 前項の規定は、以下の場合には適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第9条 (間接的に個人情報を取得する際の措置)

- 1 前条以外の方法によって個人情報を取得する場合には、速やかにその利用目的を本人に通知しなければならない。ただし、あらかじめ前条第1項各号の事項を公表している場合、又は前条第2項各号に該当する場合には、この限りではない。
- 2 本人以外の第三者から個人情報を取得する場合、個人情報管理担当者は、当該個人情報が当該第三者において適法、適正に取得されたこと、及び当該第三者において当法人への個人情報の提供につき適法な措置が講じられていることを確認しなければならない。

第10条 (個人情報の利用)

- 1 個人情報の利用は、利用目的の達成に必要な範囲内において行わなければならない。
- 2 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合には、あらかじめ第8条第1項各号に示す事項を本人に通知し、本人の同意を得なければならない。個人情報管理担当者は、利用目的の範囲を超えるか否かについて、都度、個人情報保護管理者に判断を求めなければならない。
- 3 前項の規定は、第7条第2項(2)乃至(5)に該当する場合には、適用しない。

第11条 (個人情報の提供)

- 1 当法人の業務を遂行するため、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する必要がある場合(労働者派遣契約により受け入れた派遣労働者又は業務委託契約により受け入れた従業者に個人情報の取扱いを委託する等の場合を含む。)には、次に掲げる条件を満たす業務委託先(以

下「委託先」という。)に限り、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
 - (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施を行っている者であること
 - (3) この法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する契約を締結し、これを遵守することが見込まれる者であること
- 2 個人情報管理担当者は、委託先における個人情報の保護体制が十分であることを確認したうえで委託先を選定することとし、委託先との間で、個人情報に対する安全管理措置を講じること、再委託の禁止・制限に関する事、個人情報に関する事故が生じた際の責任等の事項を含む契約を締結しなければならない。
- 3 前条により個人情報を取扱う業務を委託先に委託した場合には、個人情報管理担当者は、当法人が委託先に課した個人情報の適切な管理義務が確実に遵守されるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第12条 (個人データの正確性の確保)

個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第13条 (安全管理措置)

- 1 当法人においては、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。
- 2 当法人においては、下記各号に定めるところに従って、適切に個人情報を取扱わなければならない。
 - (1) 当法人において保管する個人情報を含む文書（磁気媒体を含む）は、施錠できる場所に保管し、パスワードにより管理するなど、散逸、紛失、漏洩の防止に努めなければならない。
 - (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者に使用させてはならない。
 - (3) 個人データには保管期間を定め、これを明示したうえで、保管期間を経過した個人データは速やかに個人情報データベース等から削除し、これに関する個人情報を廃棄するものとする。
 - (4) 個人情報を含む文書であって、かつ保管の必要のないものは、速やかに廃棄しなければならない。
 - (5) 個人情報を含む文書の廃棄は、シュレッダー裁断、焼却、溶解等により完全に抹消しなければならない。
 - (6) 個人情報を含む文書は、みだりに印刷、複写してはならない。
 - (7) その他個人情報の取扱いに関する詳細は、必要に応じ、細則において定めるものとする。

第14条 (社内教育)

役職員は、個人情報保護管理者の指名した部門、団体が主催し、又は個人情報保護管理者が決定した方針に基づく研修を受けなければならない。

第15条 （開示）

- 1 当法人は、本人が識別される個人データの開示（保有の有無を含む）の請求に対しては、本人のプライバシー保護のため、本人（代理人を含む。）から開示請求があった場合にのみ応じるものとする。
- 2 前項の規定に拘らず、以下に該当する場合には、当該個人データの全部または一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合

第16条 （訂正等）

本人から、当該本人が識別される個人データの内容が事実でないという理由によって当該個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、個人情報保護管理者は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人データの内容の訂正等を行わなければならない。ただし、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合、又は訂正等により当該個人データの利用目的が達成できなくなる場合には、訂正等の求めに応じないことができる。

第17条 （罰則）

当法人は、本規定に違反した役職員に対して就業規則等に基づき処分を行い、その他の従業者に対しては契約又は法令に基づいて対処する。

附 則

1. この規程の制定及び改廃は、理事長が立案し、理事会が決定する。
2. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。